

○京都府自治会館管理組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に 関する条例

(平成 8 年 1 月 19 日 条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に關しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。